

適正取引チェックリスト

サプライチェーン全体の共存共栄を実現するためには、実務面での取引適正化が不可欠です。
このチェックリストを活用して、自社が適正取引に対応できているか確認しましょう。

中小受託取引適正化法（取適法）

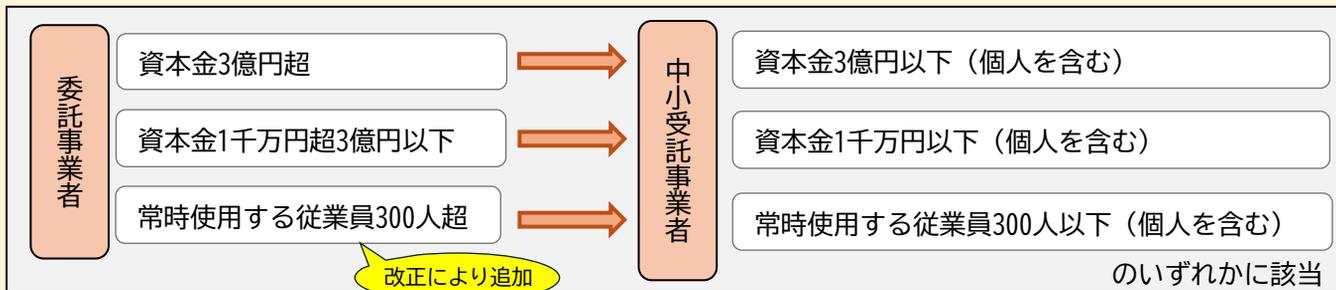
【対象取引】

○物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

○情報成果物作成委託・役務提供委託

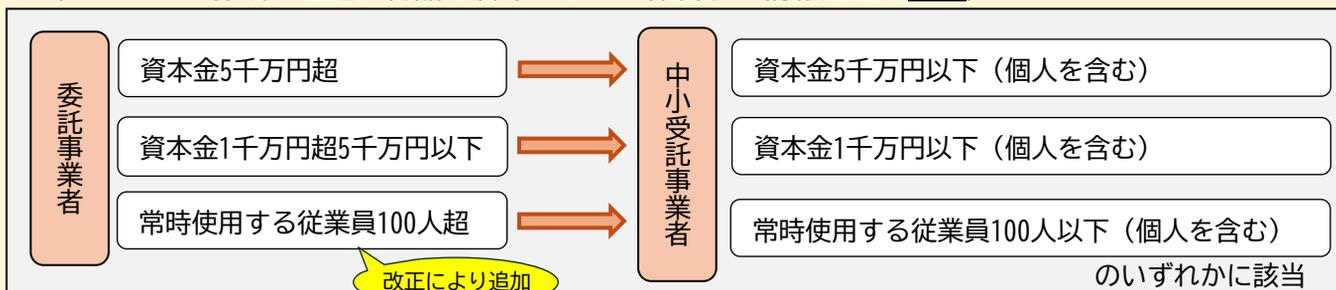
改正により追加

（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る）



○情報成果物作成委託・役務提供委託

（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）



✓ チェックリスト

発注内容の明示・書類の保存	<input type="checkbox"/> 取引内容を書面又は電子メール等で明示していますか。
	<input type="checkbox"/> 取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年間保存していますか。
支払期日	<input type="checkbox"/> 物品等の受領日から60日以内で代金の支払期日を定めていますか。
支払方法	<input type="checkbox"/> 手形払いをしていませんか。
	<input type="checkbox"/> 代金の振込手数料を中小受託事業者に負担させていませんか。（代金の減額に該当し禁止されています。）
価格協議・買ったとき	<input type="checkbox"/> 価格協議の求めがあってもかわらず、協議に応じないなど、一方的に代金を決定していませんか。
	<input type="checkbox"/> 同種・類似品の市価に比ば著しく低い代金決定（＝買ったとき）をしていませんか。
その他の禁止事項	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者には責任がないのに、発注取消や発注内容の変更を行っていませんか。
	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、受領後に返品していませんか。
	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者には、大量発注終了後の金型の無償保管など、不当な経済上の利益の提供を要請していませんか。

裏面もご覧ください→

パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言とは？

企業が「発注者」側の立場から取引方針を宣言する取組みです。以下の内容について宣言します。

- ① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ② 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守

宣言企業のメリット

- ① 国や県の補助金で、加点・優遇措置を実施
- ② 賃上げ促進税制が適用される
企業が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できます。
- ③ SDGsを達成できる
宣言内容の実践は、多くの企業が取り組むSDGsの目標達成につながります。
- ④ 企業の取組みを広く周知できる
ポータルサイトの登録企業リストに宣言内容を公表すると、名刺などにロゴマークを使用でき、取組みをPRできます。
- ⑤ 福岡県競争入札参加資格審査の加点措置を実施
福岡県の競争入札参加資格審査項目である「地域貢献活動評価項目」に該当するため、加点対象となります。



パートナーシップ構築宣言の登録はポータルサイトから (<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針とは？

持続的な賃上げを実現するためには、その原資を確保できる取引環境の整備が重要です。本指針は、その整備の一環として「労務費」の転嫁に係る価格交渉への発注者及び受注者の行動指針を取りまとめたものです。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動①：本社（経営トップ）の関与
トップが方針を書面等の形に残る方法で社内外に示す
- 行動②：発注者側からの定期的な協議の実施
発注者から協議の場を設ける。スポット取引も対象
- 行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とする
最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額や上昇率等
- 行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う
受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識
- 行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつく
労務費の転嫁を求められたことを理由として、不利益な取扱いをしない
- 行動⑥：必要に応じ考え方を提案する
必要に応じ、労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案

指針の概要・本文などの詳細は公正取引委員会ホームページをご覧ください。
(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)



✓ チェックリスト

パートナーシップ構築宣言	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言を作成、公表していますか。
	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者に対し、自社のパートナーシップ構築宣言を周知していますか。
	<input type="checkbox"/> 宣言内容について、社内の訓示や研修等を通じ、自社の営業・調達の現場担当者まで浸透させていますか。
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	<input type="checkbox"/> 労務費の上昇分を取引価格に転嫁する方針を経営トップが決定していますか。
	<input type="checkbox"/> その方針を書面等の形に残る方法で社内外に示していますか。
	<input type="checkbox"/> 直接の取引先である受注者が、その先の取引先との価格を適正化すべき立場にいることを意識していますか。